

岩手県医療局管理規程第 24 号

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程（平成 19 年岩手県医療局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、他の地方公共団体の職員、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号）の適用を受ける職員、企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 35 年岩手県条例第 32 号）の適用を受ける職員、給与条例第 43 条の 2 の適用を受ける職員、特別職に属する県の職員、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人の職員、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の職員、<u>日本郵政公社の職員</u>、公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 に規定する公庫等職員をいう。）であった者等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして医療局長が定める職員 前各号の規定に準じて医療局長が定める額</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、他の地方公共団体の職員、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号）の適用を受ける職員、企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 35 年岩手県条例第 32 号）の適用を受ける職員、給与条例第 43 条の 2 の適用を受ける職員、特別職に属する県の職員、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人の職員、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の職員、公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 に規定する公庫等職員をいう。）であった者等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして医療局長が定める職員 前各号の規定に準じて医療局長が定める額</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行する。